



あけまして、おめでとうございます。また、新たな1年がスタートしました。今年はどうなるのでしょうか。今年はとら年です。とら年の方の性格は‘自信家’で、自信に満ち溢れているためリーダーに向いているそうです。他にも、責任感が強く負けず嫌いな面もあるそうです。本年も引き続き、なにとぞよろしくお願い申し上げます。



1. 次世代法



●くるみん・プラチナくるみん、認定基準改正

～新たな認定制度、追加！～

→先日、くるみん等の補助金(令和3年11月号参照)についてお話をいただきましたが、そのくるみん等の認定基準が変更になるようです。

【くるみん・プラチナくるみん等改正】

■くるみん(認定基準とマークが変更)

- ①男性の育児休業等取得率：7%以上 → **10%以上**
- ②男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
15%以上 → **20%以上**
- ③認定基準に「男女の育児休業等取得率等を‘両立支援のひろば’で公表」を追加

■プラチナくるみん(認定基準が変更)

- ①男性の育児休業等取得率：13%以上 → **30%以上**
- ②男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
30%以上 → **50%以上**
- ③出産した・出産予定だったが退職した女性従業員の
うち子の1歳時点在職者割合：55% → **70%**

□トライくるみん(新設)

現状のくるみんと同じ内容

□不妊治療と仕事との両立に関する認定(新設)

→くるみんの種類が増える形になります。

2. 労働時間

●医師の労働時間の上限規制

～2年後のスタートにむけて～

→労働時間の**上限規制**について、**医師**は5年後を目途に適用とされ、現状は上限規制のない状態です。**R6.4.1**の開始の前に、具体的な時間数等、詳細が決まってきました。

【特定医師(診療業務従事)の労働時間の上限】

原則：月45時間、年360時間(時間外)まで

A) 一般的な勤務医

上限：月**100時間未満(★)**、年**960時間**(時間外+休日)
★面接指導等定めた場合は100時間以上ok

B) 特定地域医療提供機関(※指定を受けた医療機関)

→他の病院への派遣等労働時間が長くなる病院・診療所

C) 技能向上集中研修機関等(※指定を受けた医療機関)

→研修医、高度技能の育成等を行う病院・診療所

上限：月**100時間未満(★)**、年**1,860時間**(時間外+休日)

★面接指導等定めた場合は100時間以上ok

→‘B) 特定地域医療提供機関’については、おいおい‘A) 一般的な勤務医’と同じになる見込みです。

→**診療を直接の目的としない**(×特定医師)血液センターの勤務医や健診センターの医師、産業医等については、医師であっても上記から除外とされ、**一般の上限**(年720時間等)が適用となるため注意が必要です。

今月のピックアップ



●雇用保険料率アップ! ~R4.10から~

雇用調整助成金の支出による財政悪化に伴って、雇用保険料率が引き上げられることになりました。**従業員負担分**で、3/1000→5/1000へアップします。10月からの変更です。

●新型コロナ医療従事者養成研修事業、経費補助~対象追加!~

医師、看護師、臨床工学技士に‘**新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業**’を受講させる際、代替スタッフの確保費用等につき**補助**が出ることになりました。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦1-20-25

広小路YMDビル10F

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

